

障害福祉サービスの就労選択支援について

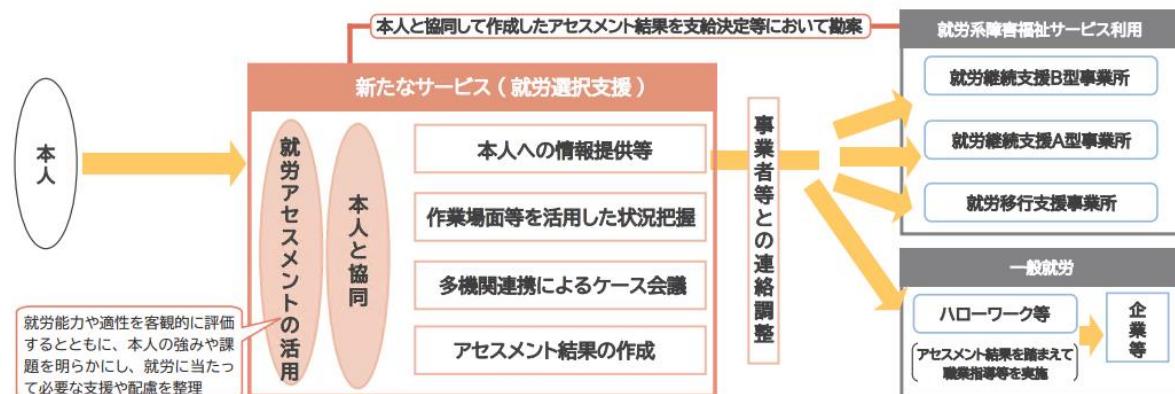
1 背景

国の障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームにおいて、就労能力や適性を客観的に評価し、可視化していく手法等が確立されていないことが現状の課題とされ、具体的な検討の方向性として福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメント(ニーズ把握、就労能力や適性の評価)の仕組みを構築・機能強化することが挙げされました。

このような流れを受け、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設され、令和7年10月から実施されることになりました。

2 就労選択支援の概要

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。



厚生労働省、「就労選択支援実施マニュアル」, (参照 2025-09-18),
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480295.pdf>

【現状・課題】

- 障害者の就労能力や一般就労の可能性を障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等につなげられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

3 対象者

就労選択支援の対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者になります。就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用することになります。(なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。)

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

厚生労働省、「就労選択支援実施マニュアル」、(参照 2025-09-18),
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480295.pdf>

【参考】

特別支援学校等の在学者も就労選択支援の利用が可能です。卒業後の進路選択を考える上で、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するために、特別支援学校高等部の各学年で実施できます。また、在学中に複数回実施することや、職場実習のタイミングでの実施が可能です。

4 目的

就労選択支援の目的は、働く力と希望のある障害者に対して、本人が自分の働き方について考えることをサポートすることにあります。

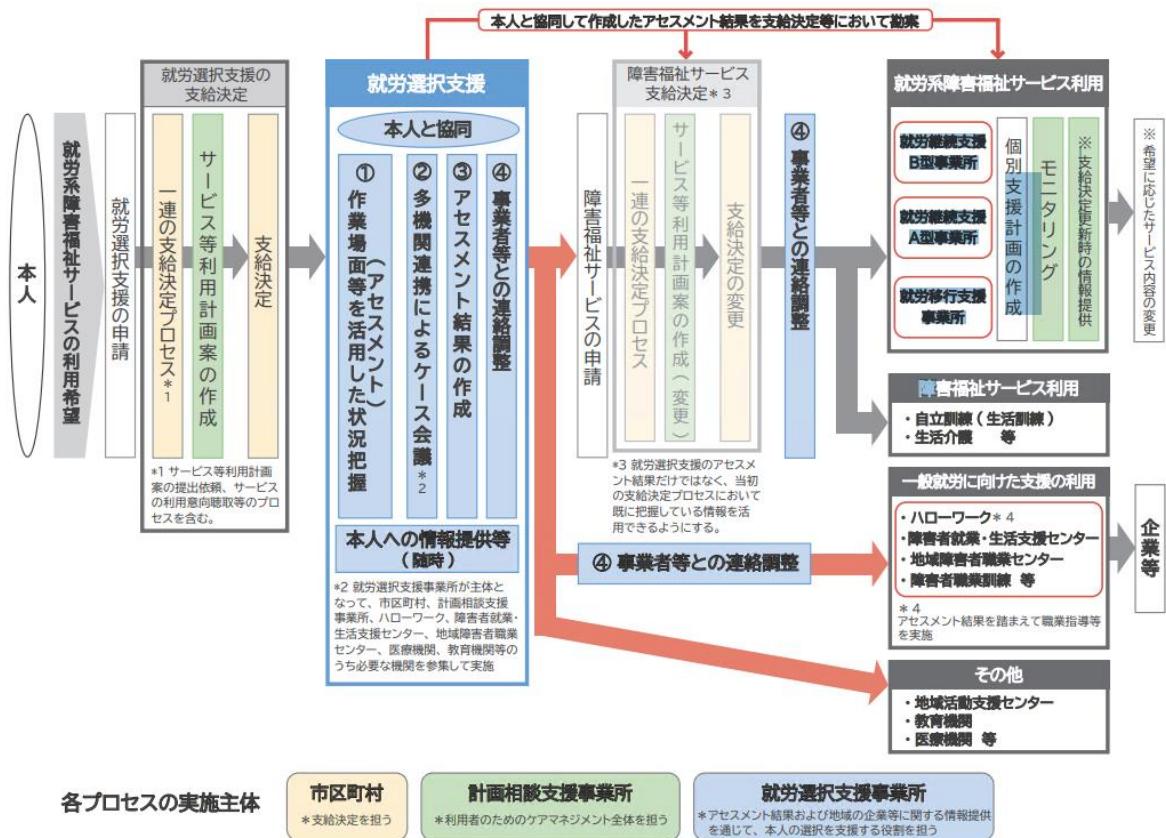
また、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供することも行います。

具体的には、

- 本人の強みや課題、特徴を本人と協同して整理し、自己理解を促すこと
- その過程や結果を通じて、本人が進路を選び、決めていくことを支援します。

そのため、「就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない」ということに留意が必要となります。

5 事業の基本プロセス



厚生労働省、「就労選択支援実施マニュアル」、(参照 2025-09-18),

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480295.pdf>